

戸籍と女

養父知美

Tomomi Yofu

家制度の亡霊

女性が、「家」や「氏」^{むね}、「戸籍」のことをもっとも強く意識するのは、おそらく「結婚」を意識する時でしょう。恋愛は、当人どうしの自由であっても、結婚となると、なかなかそうはいきません。親兄弟姉妹、場合によっては親戚縁者までが口を挟むことがあります。「家柄を守る」「血筋を汚す」などと行って、相手の家族のプライバシーを暴き出し、愛し合う二人を引き離す例さえあります。結

婚式場では、あい変わらず、「〇〇家××家挙式場」の看板が。そういえば、結婚式の案内状も、結婚する二人からではなく、二人の父親の名前で送られてくるのが珍しくありません。結婚は、家と家との縁組との意識は、いまだに根強いようです。

しかも、二人を橋がけとして、双方の家が対等につながるといっても、妻が「実家」を離れて夫の家に入るという意識のほうはまだ強いように思います。法律相談などで、真顔で、「嫁いだ娘には相続権はないのですか」と聞かれ、驚くことがあります（もちろん、相続権はありま

す）。夫の両親の介護を妻がするのは当然で、妻の両親を

夫が介護すれば、よくできた「旦那様」とほめられる、妻が自分の両親の介護をするのに、夫や夫の両親に遠慮がないという嘆きもよく聞きます。「モノ」でもないでしように、「嫁をもらう」などという言葉も、健在です。

「結婚は、女性が男性の家に入る」という意識と関連して、「結婚＝女性の名字が変わること」という意識も根強いようです。結婚するカップルの実に九八パーセントまでもが、女性のほうが姓を変えます。男性が姓を変えるのと、「婿養子になった」などと言われます。「氏」は「家」の「氏」、「氏」が変わることは所属する「家」が変わること、という意識の現れでしょう。

結婚を意味するもう一つの言葉に、「籍を入れる」というものがあります。「籍」とは「戸籍」のこと。この場合も、夫婦の新しい戸籍を作るといふより、夫の戸籍に妻が入るという意識のほうが強いように思います。

「嫁ぐ」「嫁をもらう」「籍を入れる」。結婚を意味する言葉には、「家制度」がいっぱい。「氏」や「戸籍」と結びついて、人々の心にまだまだしっかりと、「家制度」が息づ

いているようです。

「家制度」とは

ところでそもそも、「家」とは、「家制度」とは、いったい何なのでしょう。か。「家制度」の根拠は、今からちょうど百年前の明治民法（一八九八〔明治三一〕年施行）にあります。

といっても、明治民法に「家」や「家制度」が明確に定義してあったかといえば、そうではありません。明治民法では、「戸主の親族にしてその家にあるもの及びその配偶者はこれを家族とする」（明治民法七三二条、以下同じ）、
「妻は婚姻によりて夫の家に入る」（七八八条）、「子は父の家に入る」（七三三条）、「戸主及びその家族はその家の氏を称す」（七四六条）などとして、戸主を中心とし、共通の氏を称する者を構成員とする「家」というものが、觀念されていて、その「家」は、嫡出男子長兄優先の家督相続と戸主権の承継（九七〇条、九八六条）によって、父から息子へと継承するものとされました。家族は戸主の同意な

くして婚姻や養子縁組もできず、居所も決められません。戸主はこうした絶大なる「戸主権」（七四九条、七五〇条）を持つと同時に、家族を扶養する義務も負われました（七四七条）。

そして女性の地位はというと、女性が戸主となるのは、きわめて例外的な場合のみ。妻は、戸主たる夫の存命中は夫に財産を管理され（八〇一条）、夫の死亡後は戸主の地位を承継した息子に扶養され、自分に息子がおらず夫に男の庶子（認知した婚外子）がいれば、その子が戸主を引き継ぐことになり、その子に扶養されなければならない羽目にもなります。妻の姦通は離婚原因とされるのに、夫の姦通は姦淫罪で有罪になった場合のみ離婚原因とされました（八一三条）。

「父系」「戸主権」「男尊女卑」を定めるこれらの規定が、「家制度」の内容を示し、法的根拠を与えていたのです。

それでも、「家」や「家族」の範囲は、明治民法自体からは不明確です。「戸主の親族にしてその家にあるもの及びその配偶者はこれを家族とする」といっても、「家」が住居としての「家」ではなく、同じ建物に住んでるから「家

族」というわけでもありません。觀念的な「家」を、認識可能な形にし、「家族」の構成員を明示したものが「戸籍」だったのです。戸籍には、戸主、前戸主と家族の氏名が、戸主を筆頭に記載されました（旧戸籍法一八条、一九条）。戸籍こそが、「家」であり、戸籍に記載された者こそが「家族」だったのです。

敗戦と「家制度」の廃止

このような「家制度」が、個人を抑圧し、とりわけ女性を抑圧し差別するものであることは明白です。女性も男性も、自分の人生は自分で決定し、その代わり自分で責任を持つ権利（自己決定権）があるはず。だれといつ結婚するか、どこに住み何をして暮らすかは、なかでもその重要な要素です。それを、本人の意思に反しても、「家」の利益が優先され、「戸主」が決定権を握るといえるのは、「個人の尊厳」に反します。それに、財産権を否定し、父親や夫や息子などという男性に依存する生き方を女性に強制するのは、女性差別です。

第二次世界大戦の敗戦により制定された日本国憲法は、

個人の尊厳、基本的人権の尊重を目的としてかけました。憲法は、この目的に反する「家制度」を廃止するため、

「①婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と明記しました（憲法二四条）。

これを受けて、明治民法の前述のような「家制度」の規定は廃止され、親族・相続に関する条項は全面改正されま

した。

「家制度」は、憲法制定と民法改正により、法的根拠が失われ、本来、死滅していなければならないものなのです。ところがどっこい、前述のように、「家制度」は生き残ってしまっているのです。

戸籍が守る「家制度」

その「家制度」の温床となったもの、それが戸籍といっても過言ではありません。明治民法の時代から、戸籍こそが、「家」であり、戸籍に記載された者こそが「家族」だったのです。その戸籍が、その性格を残したままに、明治

人権・教育・啓発・情報

ニューズウィッチ

'97・3 NO. 108

月刊 五〇〇円(税別、送料別)

特集 人権擁護施策推進法をめぐって
「人権擁護施策推進法」をめぐって

高野眞澄・林陽子・丹羽雅雄・上村英明・江橋崇・大賀正行・友永健三
国連人権教育の10年 日本政府行動計画の評価……………上杉孝貴
国連人権教育の10年と課題……………米田伸次

連載 沖縄からの手紙

部落解放運動は今 新しい風10……………牧田清
いま、部落史が面白い……………辻暉夫
エンパワメントと人権……………中尾健次
メディアを人権から読む……………森田ゆり
……………中川健一

部落解放研究所

振替 00970-6-13183

☎ 06 (568) 1300

民法改正後も残されてしまったからです。

たしかに、戸主の欄はなくなり、戸籍の単位も夫婦と氏を同じくする未婚の子どもに縮小されました(戸籍法六条、一六条)。また、「氏」も家の氏ではなくて、夫婦の氏とされ、婚姻の際に、夫または妻の氏のどちらかを選択するものとされました(民法七五〇条)。しかし、夫婦の九八パーセントまでが、夫の氏を選択する結果、現行戸籍法のもと、夫が「戸籍筆頭者」として、まさに戸籍の筆頭に表示されることとなります(戸籍法一四条)。「氏」付きのフルネームが記載されるのは、「戸籍筆頭者」だけです。そのことが、夫婦と子どもに縮小されたとはいえ、「家」の存在、そしてその「主」^{あそ}は夫であること、「氏」も夫のものであることを視覚に訴え、「家制度」の意識を支えてしまっているのです。

結婚に際し、女性は、父親を筆頭者とする戸籍の自分の名前に×を付けられて、夫を筆頭者とする戸籍に、妻として名前が記載されます。結婚の時は、「名前変わる、あなたがヒロインよ」(松任谷由実「続・ガールフレンド」とばかりに、結婚によって姓が変わることを、女性のほうも

しなければならぬのです。「学校の途中で子どもに姓を変えさせるのもかわいそうだし、自分が別れた夫の姓を名乗りつづけるのもケツタクソが悪い」と、悩む女性は少なくありません。

男性のほうは、離婚しようが再婚しようが、姓も変わらず、戸籍もデンとそのまま。女性だけが、×を付けられて戸籍を出たり入ったりさせられ、姓の変更に悩まされる。やはり、「家」の「主」は男性、「家」も「氏」も「戸籍」も男性のものなのです。

夫婦別姓

結婚改姓を結婚の証^{あかし}と思ひ、結婚改姓を望む女性がいることも事実です。しかし、それまで使いつづけてきた姓を、結婚によって変えなければならぬことを苦痛に思う女性がいることも事実です。

名前は人格の一部です。夫の姓に変えたことによって、自分が夫に吸収合併されるようで不愉快だという女性がいきました。夫の姓を名乗ることによって、夫の家の「嫁」扱

喜々として受け入れていたりもします(そういえば、ユーマンは、本来変える必要のない芸名まで、荒井から松任谷に変えたのでした)。しかし、離婚の時、「それまでの夫婦の戸籍から、自分の名前だけが×を付けられて除かれ、父親の戸籍の×のついた自分の名前の隣に、自分の名前が復活したのを見て、情けなかった」という話を、何人もの女性から聞きました。女は、父親の家を出て、夫の家に「嫁ぐ」のだということ、そして、離婚によって「出戻る」のだということ、戸籍によって思い知らされたと言うのです(もちろん、父親の戸籍に戻らず、自分だけの戸籍を作ることも可能なのですが)。

また、「親権者は母親である自分なのに、子どもたちは夫の戸籍に残ったまま。自分と同じ戸籍に入れるためには、家裁の許可がいるというのにも、腹がたつた」という声もよく聞きます。しかも、離婚した妻は、旧姓に戻るのが原則なので、夫の戸籍に残る子どもたちと、そのままでは姓が異なることとなります。子どもと同じ姓にするためには、家裁の許可ももらって子どもを自分の旧姓に変えるか、自分が別れた夫の姓を名乗りつづける(婚氏続称)か

いされるのが嫌だという女性もいます。姓が変わることによって、別人のように思われ、それまで築いてきた信用や業績、人間関係などが混乱するというデメリットもあります。パスポートや免許証、保険証に通帳など、いちいち書き換える手続きもほんとうに面倒です。結婚改姓を望まない人に、改姓しない自由を認めることは当然だと思えます。

昨年(一九九六年)二月、法制審議会は、選択的夫婦別姓制を盛り込んだ、民法改正要綱案を法務大臣に答申しました。これは、結婚によって、夫婦同姓とするか別姓とするかの選択を認めるという制度です。要綱案では、①同姓と別姓とは、どちらを原則とも例外ともしない、②子どもの姓は婚姻の際に決めた父母どちらかの姓に統一する、③結婚後に、同姓から別姓、別姓から同姓への変更は認めない、④既婚夫婦も、法改正後一年以内に夫婦共同で届け出れば、別姓にすることができるなどとされています。

夫婦同姓の強制により、事実上、女性にのみ結婚改姓を義務づけることをやめ、一つの戸籍の中に複数の氏を認めることは、現行制度に風穴を開けるといふ意味では、大い

に期待できる改正です。しかし、②との関連で、子どもの姓に定めたほうを戸籍筆頭者として、これまでどおり夫婦と子どもを同一戸籍とする制度を残すとしている点は問題です。九八パーセントの夫婦が、夫の氏を夫婦の氏としてきたこれまでの慣行を考えると、夫が戸籍筆頭者となり、夫と子どもたちが同じ姓となるケースが圧倒的となることが予想されます。これでは、夫中心の「家」意識、夫が「主人」という意識を温存しかねません。せめて、戸籍筆頭者はやめにして、子どもの姓は、個々の子どもごとに決めるようにすべきでしょう。第一、子どもを持たない選択もありうるのに、すべてのカップルに結婚の時に子どもの姓を決めろと言うほうが、ナンセンスだし、子どもを持たない夫婦への圧迫となります。

そして、夫婦別姓をよい機会として、戸籍制度自体をそろそろ考え直すべきです。

戸籍がもたらすもの

戸籍は、夫婦と子どもを家族として、家族を一括りにし

あつて一利なしです。

それに、戸籍で、家族として一括りにされるのは、夫婦と子ども、血縁が原則です。また、「氏」を共通にすることによって、夫の親族と一族意識を持たされるのも、「父系血統主義」的で気持ちが悪い。同性愛のカップルは戸籍は別々ですし、外国人には戸籍がありません。これらの人々を異端視したり排除したりしがちな日本人の排他性と、戸籍制度とがどこかでつながっているような気がします。戸籍や「家族制度」擁護派と、天皇制を肯定し、戦前の日本の植民地支配を肯定するような発言をしている人々と、かなり重なっているのも象徴的です。

戸籍をぶつとばせ

夫婦や家族のほんとうの愛情や信頼が、「戸籍」で守られるなどありません。戸籍は、自分の生き方を大切にしたいと願う人にとっては、何の役にもたたないばかりか、足かせ以外のなものでもありません。

そんな戸籍なんていらぬ！ 戸籍をすぐに廃止するこ

て登録する制度です。

家族を一括りにするから、筆頭者だの長男だのと、家族のなかに序列を持ち込みます。家族を一括りにするから、「家族の恥」「世間様に顔向けできない」などという「連帯責任」的な妙な意識を持たされ、家族がたがいに、「世間の常識」で縛り合わされたりもします。家族が助け合うことは、よいことなのでしょうが、生活保護の世帯単位の原則や高齢者介護の問題にみられるように、共倒れしかねないところまで、家族が面倒をみるべきというような思想は問題です。

そういう意味で、夫婦別姓制度に反対し、戸籍制度を擁護する人たちが、「家族の絆」「夫婦の一体感」を強調するのは、十分理由があるのです。そして、そこにいう「絆」や「一体感」は、「男はせつせと働いて家族を養い、女は家事に育児に介護に尽くす」といった伝統的な男女役割分担にのっとった相互依存の関係、そういう意味で、切りたくても切れない、切らしてもらえない「絆」なのです。

「内助の功」だの「嫁の責任」だのによって守られる「一体感」なのです。こんな「絆」や「一体感」なんか、百害とはできなくても、二十歳を過ぎたら分籍する、結婚しても婚姻届は出さないなど、工夫を凝らして、可能なかぎり「個人登録」に近いものにするなどは、とりあえず可能です。子どもが生まれても、出生届を出さないというのも、ちょっと過激だけど可能です。

そうやって、戸籍制度を内側から食い破りながら、戸籍が体現する思想も、食い破っていきたいと思います。何が大切か、何が幸福かは、ひとそれぞれ。個人の生き方や家族のあり方は多様であってあたりまえです。多様性を認め合うこと、女性も、男性も、伝統的な役割にとらわれることなく、自らの人生は、自らの責任で選び取る。邪魔するものとは、あきらめずに闘う。それが、戸籍と闘うことだと思えます。

ようふ・ともみ 一九五七年生まれ。弁護士。著書(いずれも

共著)に『戸籍・国籍と子どもの人権』(明石書店、一九九五年)、『日本における差別と人権・第三版』(解放出版社、一九九五年)ほか。